

## 部活動の在り方検討会の議事運営等についての申し合わせ

### 1 会議及び会議資料（議事録を含む）の公開について

#### （1）公開の基準

部活動の在り方検討会設置要綱第5条に基づき、会議及び会議資料は原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- ①非開示情報が含まれる事項（島根県情報公開条例第7条に該当する事項）について、協議等を行う会議を開催するとき、又はその資料。
- ②会議を公開または資料を公開することにより、当該会議の公正または円滑な運営に支障が生ずると認められるとき。

#### （2）公開・非公開の決定

公開・非公開については、会長が当該会議に諮って行うものとし、出席委員の3分の2以上の多数で議決した場合、会議及び会議資料を非公開とすることができる。

### 2 議事録の作成について

議事録に発言者名は記載しないものとし、原則として次回の会議において各委員に配布する。